

～国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり計画（案）の一部を修正するにあたって～

市は国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり計画（案）への意見書に対する見解書の公表にあわせて、当該見解書の内容に即して当該計画（案）の一部を次のとおり修正する予定です。

■修正点について

修正する内容（抜粋）は、次のページをご参照ください。

- (1) 意見書の意見を受けての修正（意見を計画に反映したもの）：2か所
計画（案） 3ページ 上（黄色マーカーで塗った部分）・
43ページ 中央下（黄色マーカーで囲った部分）

- (2) 東京都の都市計画道路事業の情報を追加：1か所

計画（案） 3～4ページ にまたがる部分
（黄色マーカーで囲った部分）

- (3) その他

一部の写真や情報を最新のものにする，一部の表現等を統一させる，一部の専門的な用語の表現を見直し，用語の説明を加える等の修正を行います。

※以上の内容にあわせて，図や写真等のレイアウト等の修正を行います。

2. まちづくり計画とは

1) まちづくり計画の位置づけ

- まちづくり計画は、「まちづくりの方向性」を踏まえて、まちの将来像の実現化方策として、土地利用等についての具体的な取組やその進め方を示したものです。このまちづくり計画を基本として、市民と市が連携して国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地域の土地利用やにぎわい創出などのまちづくりに取り組んでいきます。

なお、本計画では、様々な取組において検討から実施に至るまでユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、個々の取組を進めていきます。

- まちづくり計画は、国分寺市まちづくり条例に基づく手続きを経て決定することにより、市のまちづくり基本計画の一つに位置づけられます。

【国分寺市まちづくり条例（抜粋）】

第2章 まちづくり基本計画等

(まちづくり基本計画)

第7条 市長は、基本理念にのっとり、次に掲げる計画等を国分寺市まちづくり基本計画(以下「まちづくり基本計画」という。)として、国分寺市のまちづくりの基本にしなければならない。

(1) 基本構想

(2) 法第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)第1項の規定により定められた国分寺市都市計画マスタープラン

(3) 国分寺市環境基本計画

(4) 都市緑地法第4条第1項の規定により定められた国分寺市緑の基本計画

(5) 第4章の規定により定められたまちづくり計画

(6) 法第12条の4(地区計画等)の規定により定められた地区計画等

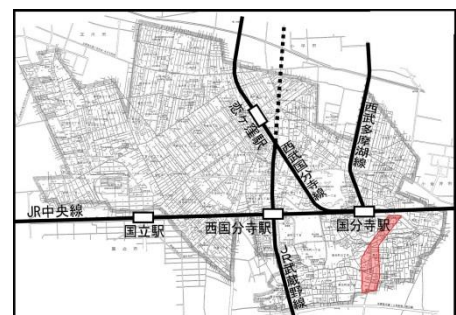
(7) 建築基準法第69条(建築協定の目的)の規定により定められた建築協定

(8) その他国分寺市のまちづくりの基本となる計画で、あらかじめ、第10条の規定により設置された国分寺市まちづくり市民会議の意見を聴いて市長が指定したもの

2) まちづくり推進地区の範囲

- 国分寺街道（及び国3・4・11号線）の南町二丁目交差点から府中市境までの区間において、国3・4・11号線の計画線の両側約50mの範囲と国分寺街道（国3・4・11号線交差部から府中市境まで）の両側約50mの範囲とします。なお、50mラインに敷地がまたがる場合は、当該敷地を含めた範囲を基本としています。

図1-2 位置図



● まちづくり推進地区の概要

指定区域：南町二丁目・三丁目，
東元町二丁目・三丁目・四丁目 地内
区 域：南北約 1.2km
区域面積：約 19.6ha

(図 1-3 参照)

● 国分寺都市計画道路 3・4・11 号線の概要

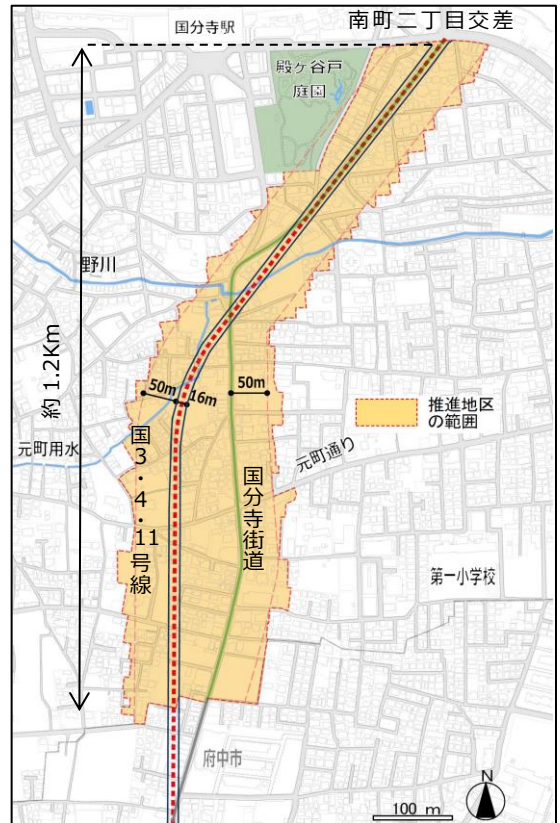
国 3・4・11 号線は，昭和 40 年 4 月 13 日に都
市計画決定した計画幅員 16m の都市計画道路で
す。

事業効果として，交通渋滞の緩和，安全で快適な
道路空間の確保，防災機能の向上が期待されてい
ます。(図 1-4 参照)

東京都は，2019 年（平成 31 年）3 月 20 日付
けで，国土交通省から国 3・4・11 号線外の事業
認可を受け，事業に着手することになりました。

(図 1-5 参照)

図 1-3 まちづくり推進地区の指定範囲



事業の概要

路 線 名：国分寺都市計画道路 3・4・11 号府中国分寺線
及び府中都市計画道路 3・4・21 号府中国分寺線
施行箇所：府中市栄町二丁目地内から国分寺市東元町三丁目地内
幅 員：16m（標準）
車 線 数：2車線
事業期間：2019 年（平成 31 年）3 月 20 日から
2028 年（令和 10 年）3 月 31 日

図 1-5 事業認可を取得した事業範囲

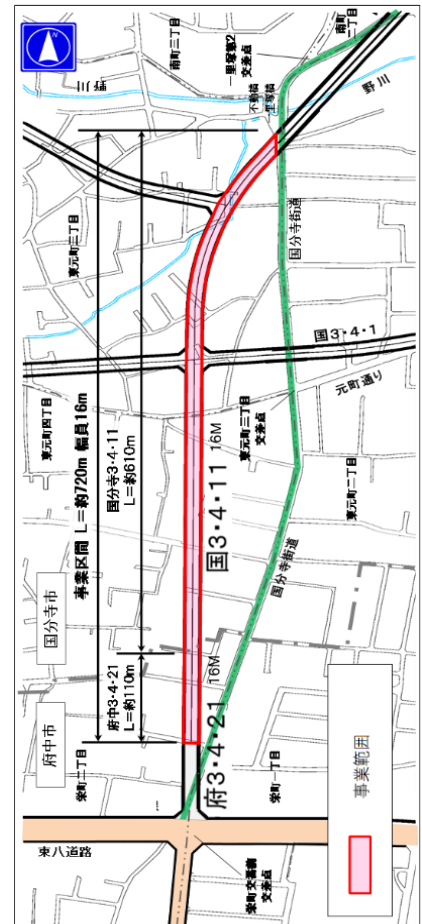


図 1-4 道路断面のイメージ図

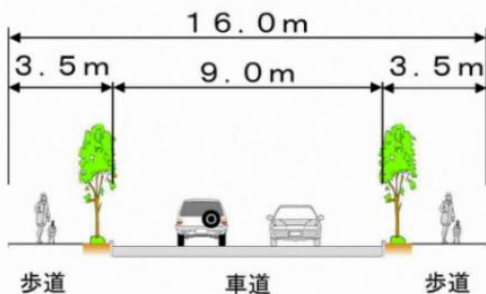


図 1-4 図 1-5
国分寺都市計画道路 3・4・11 号線及び
府中都市計画道路 3・4・21 号線
事業概要及び測量説明会 資料抜粋 一部編集
(東京都北多摩北部建設事務所平成 28 年 2 月実施)

まちづくり方針（安全・安心）

沿道建築物の不燃化と防災・防犯性の高いまち

目標

沿道建築物の不燃化を誘導し、延焼防止の機能を高め安心なまちの形成を目指します。

取組方針と具体的な取組 安-①

国3・4・11号線沿道に火災時の延焼を防ぐ機能の形成を図ります。

《沿道建築物の不燃化》

○道路整備による沿道建築物の建替えの機会を捉え、耐火性能の高い建築物を沿道に誘導します。

取組方針と具体的な取組 安-①

国3・4・11号線沿道に火災時の延焼を防ぐ機能の形成を図ります。

《沿道建築物の不燃化》

○耐火性能の高い建築物を沿道に誘導します。

取組方針と具体的な取組 安-②

建物の密集化の防止に努め、延焼防止を図ります。

《敷地細分化防止》

○敷地面積の最低限度についてのルールを定め、宅地の建てづまりを防ぎます。

目標

防災・防犯性の高いまちの形成を目指します。

国3・4・11号線沿道の防災・防犯の機能強化を図ります。

《垣又はさくの構造の制限》

○民地内の道路に面する場所は垣又はさくの構造の制限を定め、転倒の危険のあるブロック塀・石積塀を規制し、国3・4・11号線の緊急時の輸送・避難道路としての機能強化を図ります。

取組方針と具体的な取組 安-③

国3・4・11号線沿道の防災・防犯の機能強化を図ります。

《垣又はさくの構造の制限》

○民地内の道路に面する場所は垣又はさくの構造の制限を定め、転倒の危険のあるブロック塀・石積塀を規制し、国3・4・11号線の緊急時の輸送・避難道路としての機能強化を図ります。

○民地内の道路に面する場所はフェンス等とし、道路からの見通し確保による防犯性の向上を図ります。

取組方針と具体的な取組 安-③

沿道建築物の不燃化



出典：親しみやすい国分寺の都市計画
防火指定のない地域：防火地域・準防火地域：商業地域などの場合、建物の間隔が狭いため延焼の危険が高く、建物規模が大きく消防活動もしづらいため、燃えにくい素材で建てなくてはならない。
防火指定のない地域：住宅街などの場合、火が燃え移る危険が低く、建物規模も小さいため、燃えにくい素材で建ててもよい。



歩行者が安全・安心に通行できる道路

相互通行 ハンプ
一方通行 フォルト
歩行者専用道路 シケイン

出典：(左上から) 久我山商店街 (itot ウェブサイト)、ハンブの設置事例 (国土交通省 国土技術政策総合研究所ウェブサイト)、下北沢一番商店街 (下北沢一番商店街ウェブサイト)、世知原「くらしのみちづくり」社会実験 (長崎県ウェブサイト)、神楽坂通り (東京神楽坂ガイドウェブサイト)、シケインの設置事例 速度規制等 WG 生活道路対策における物理的デバイス (警視庁ウェブサイト)

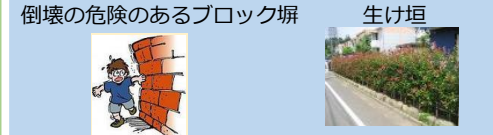
凡例

まちづくり推進地区



防災・防犯性の高いまち

倒壊の危険のあるブロック塀を規制し、生け垣、フェンス等にした場合



出典：(上) 地区計画パンフレット (和光市)、(下) 国分寺市ウェブサイト

本計画におけるユニバーサルデザインの考え方

ユニバーサルデザインの考え方は、年齢や身体状況、性別、国籍等に関わらず、できるだけ多くの人が利用できる環境づくり等を考えることです。本計画では、エリアにとらわれず、様々な取組において検討から実施に至るまでユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、個々の取組を進めていきます。

目標

通過交通ルートの移行

国3・4・11号線に通過交通を集約し、周辺道路の安全確保を目指します。

取組方針と具体的な取組 安-④

国3・4・11号線に通過交通及び公共交通（路線バス）の運行ルートを移行し、周辺道路の安全性の確保を図ります。

《路線バスのルートの移行》

○路線バスルートを国3・4・11号線に移すよう協議します。

取組方針と具体的な取組 安-⑤

《地域バスのルートの維持》

○ぶんバス（地域バス）は、地域住民や商業者、利用者等の意向を把握のうえ、歩行者の安全確保と地域住民の生活の利便性に配慮し現行の走行ルートを維持します。

取組方針と具体的な取組 安-⑥

生活道路としての適正な幅員確保

《狭あい道路の解消》

○まちづくり推進地区内の幅員4m未満の生活道路は、住環境の向上や、災害時の避難路の確保、消防活動等の防災性の強化を図るため、4mにするために適切に指導します。

目標

安心して買い物ができる商店街づくり

安全・安心な歩行空間を確保し、歩きたくなる商店街づくりを目指します。

取組方針と具体的な取組 安-⑦

ユニバーサルデザインを意識した道路整備や施設建築を誘導し、安心して買い物ができる商店街づくりを誘導します。

《ユニバーサルデザインを意識した商店街づくり》

○ユニバーサルデザインに配慮し、道路と民有地が一体となった安全な歩行空間を確保します。
○店舗等の店先や建築物の建替え時に創出された空間などにベンチ等の休憩施設の設置を誘導し、買い物客にやさしい商店街を形成します。

取組方針と具体的な取組 安-⑧

歩行者の安全・安心を確保するため、国分寺街道を通る自動車の走行速度を抑制する対策を検討します。

《安全・安心な歩行空間を確保》

○抜け道利用を防止するため、国分寺街道の出入り口に車両流入抑制の工夫をします。
○自動車の走行速度を抑制するため、幅員構成・車道の形状の変化や通行・速度の規制などのハード、ソフト両面での工夫をします。
○歩行空間のゆとりを確保するため、電線類の地中化を検討します。